

株式会社さくら

指定居宅介護・指定重度訪問介護

運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社さくらが設置する株式会社さくら（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の指定居宅介護及び指定重度訪問介護（以下「居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するため、人員、管理運営、サービス提供、利用料その他運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。

2 指定重度訪問介護の提供に当たっては、重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要する利用者が、居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、外出時における移動中の介護その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。

3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するものとする。

4 事業所は、地域との結び付きを重視し、市区町村、相談支援事業所、他の障害福祉サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 事業所は、障害者総合支援法その他関係法令、横浜市の条例、規則及び通知等を遵守し、居宅介護等を提供するものとする。

(事業所の名称等)

| | |
|-------|---------------------------|
| 事業所名 | 株式会社さくら |
| 所在地 | 神奈川県横浜市南区宿町一丁目18番地 野田ビル2F |
| 事業所番号 | 1410500597 |
| 指定年月日 | 平成21年3月1日 |
| 電話番号 | 045-716-0841 |

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。なお、員数は法令上必要な員数を満たすものとし、常勤・非常勤の実人数は勤務形態一覧表により管理する。

| 職種 | 員数 | 職務の内容 |
|-----------|--------------|--|
| 管理者 | 1名 | 従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。 |
| サービス提供責任者 | 1名以上 | 利用申込みに係る調整、利用者の状態把握、居宅介護計画又は重度訪問介護計画の作成、従業者に対する技術指導、サービス提供状況の管理等を行う。 |
| 従業者 | サービス提供に必要な員数 | 居宅介護計画又は重度訪問介護計画に基づき、指定居宅介護又は指定重度訪問介護を提供する。 |

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

| | |
|-------------|--|
| 営業日 | 月曜日から金曜日まで |
| 営業時間 | 午前9時00分から午後6時00分まで |
| 定休日 | 土曜日、日曜日、国民の祝日及び12月29日から1月3日まで |
| サービス提供日及び時間 | 利用者の受給者証、居宅介護計画又は重度訪問介護計画及び事業所のサービス提供体制に基づき調整する。 |

(主たる対象者)

第6条 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。ただし、個別の支給決定及び事業所のサービス提供体制に基づき対応する。

| サービス種別 | 主たる対象者 |
|--------|-----------------------------|
| 居宅介護 | 身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等、障害児 |
| 重度訪問介護 | 身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等 |

(指定居宅介護の内容)

第7条 事業所が提供する指定居宅介護の内容は、利用者の受給者証、サービス等利用計画及び居宅介護計画に基づき、次のとおりとする。

| 区分 | 内容 |
|-------|--|
| 身体介護 | 入浴、排せつ、食事、着替え、体位変換、居宅内の移乗・移動介助、見守りの援助その他必要な身体介護 |
| 家事援助 | 調理、洗濯、掃除、買物の代行等、利用者本人の日常生活に必要な家事援助 |
| 通院等介助 | 通院、官公署等への外出に必要な移動等の介助。支給決定及び居宅介護計画に位置付けられた範囲で提供する。 |
| その他 | 相談及び助言、関係機関との連絡調整その他利用者の生活全般にわたる援助 |

(指定重度訪問介護の内容)

第8条 事業所が提供する指定重度訪問介護の内容は、利用者の受給者証、サービス等利用計画及び重度訪問介護計画に基づき、常時介護を要する重度障害者等に対する居宅での介護、家事、見守り、外出時における移動中の介護、相談及び助言その他生活全般にわたる援助とする。

(居宅介護計画等の作成)

第9条 サービス提供責任者は、利用者の心身の状況、障害特性、生活環境、利用者及び家族の希望、相談支援専門員等からの情報を踏まえ、居宅介護計画又は重度訪問介護計画を作成する。

2 事業所は、作成又は変更した計画の内容を利用者又は代理人に説明し、同意を得たうえで交付する。

3 事業所は、計画に基づきサービスを提供し、サービス提供の都度、提供日時、内容、実績時間、担当従業者等を記録し、利用者又は家族等の確認を受ける。

(利用者から受領する費用の額等)

第10条 居宅介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領を行う場合は、利用者から受給者証に記載された利用者負担上限月額範囲内で利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供する場合、事前に説明し同意を得たうえで、交通費の実費を徴収することができる。

3 サービス提供予定日の前日午後6時以降又は当日に、利用者の都合によりサービスが中止又は変更となった場合は、1回につき1,500円のキャンセル料を徴収することができる。ただし、急病、急な入院、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

4 水道、ガス、電気、電話等のサービス提供に必要な実費は、利用者の負担とする。

5 事業所は、利用者から費用の支払を受けたときは、領収証を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、磯子区及び港南区とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、受給者証、支給決定、居宅介護計画又は重度訪問介護計画に位置付けられた範囲でサービスを利用するものとする。

2 事業所は、利用者不在時のサービス、利用者本人以外を主な対象とする家事、医療行為、財産管理、計画に位置付けられていない外出支援その他本サービスの目的外となる行為は提供しない。

3 判断に迷う依頼があった場合、従業者はその場で独自に判断せず、サービス提供責任者又は事業所に確認し、必要に応じて相談支援事業所、区福祉保健センター等と協議する。

(緊急時等における対応方法)

第13条 従業者は、サービス提供中に利用者の病状の急変その他緊急事態が生じた場合、速やかに主治医、家族、相談支援専門員、市区町村その他関係機関へ連絡し、必要な措置を講じるとともに、管理者及びサービス提供責任者に報告する。

(事故発生時の対応)

第 14 条 事業所は、サービス提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、相談支援事業所、市区町村その他必要な関係機関へ連絡し、必要な措置を講じる。報告が必要な事故については、横浜市、神奈川県その他関係機関へ報告する。

- 2 事業所は、事故の状況及び採った処置を記録し、原因分析及び再発防止に努める。
- 3 事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(苦情解決)

第 15 条 事業所は、提供した居宅介護等に関する利用者又は家族からの相談及び苦情を受け付けるため、苦情受付窓口を設置し、迅速かつ適切に対応する。

- 2 事業所は、苦情の内容、対応経過及び結果を記録し、再発防止及びサービスの質の向上に活用する。
- 3 苦情の申出により、利用者が不利益な取扱いを受けることはない。

(虐待防止に関する事項)

第 16 条 事業所は、虐待の発生又は再発を防止するため、虐待防止委員会を 1 年に 1 回以上開催し、その結果を従業者に周知徹底する。

- 2 事業所は、虐待防止のための指針を整備し、従業者に対し虐待防止のための研修を 1 年に 1 回以上実施する。
- 3 事業所は、虐待防止に関する措置を適切に実施するため、虐待防止担当者を置く。
- 4 事業所は、虐待が疑われる事案を把握した場合、速やかに市区町村等へ通報・相談し、必要な措置を講じる。

(身体拘束等の禁止及び適正化)

第 17 条 事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

- 2 やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様、時間、利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化のための委員会を 1 年に 1 回以上開催し、その結果を従業者に周知徹底するとともに、指針を整備し、従業者に対する研修を 1 年に 1 回以上実施する。

(感染症対策)

第 18 条 事業所は、感染症の発生及びまん延を防止するため、感染症対策委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催し、その結果を従業者に周知徹底する。

- 2 事業所は、感染症対策に関する指針を整備し、従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を 1 年に 1 回以上実施し、その内容を記録する。
- 3 事業所は、衛生用品等の管理、感染症発生時の連絡体制及び対応手順を整備し、必要な措置を講じる。

（業務継続計画の策定等）

第 19 条 事業所は、感染症又は非常災害の発生時においても必要なサービスを継続し、又は早期に再開するため、業務継続計画を策定する。

2 事業所は、業務継続計画に従業者へ周知し、研修及び訓練を 1 年に 1 回以上実施するとともに、定期的に計画の見直しを行う。

（ハラスメント防止及び安全確保）

第 20 条 事業所は、適切なサービス提供及び従業者の安全確保のため、職場におけるハラスメント及び利用者又は家族等からの著しい迷惑行為等の防止に努める。

2 事業所は、障害特性、疾病、認知機能、精神状態、生活環境等に配慮したうえで、必要に応じて事実確認、支援方法の見直し、訪問体制の調整及び関係機関との協議を行う。

（秘密保持及び個人情報の保護）

第 21 条 事業所及び従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。この義務は、従業者が退職した後及び契約終了後も継続する。

2 事業所は、関係機関との連携、サービス担当者会議、介護給付費請求、緊急時・災害時対応等に必要範囲で個人情報を使用又は提供する場合、あらかじめ利用者又は家族から同意を得るものとする。

（掲示及び公表）

第 22 条 事業所は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、苦情解決体制その他利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示し、又はこれらを記載した書面を備え付け、自由に閲覧できるようにする。

2 事業所は、障害福祉サービス等情報公表制度その他適切な方法により、必要な情報を公表する。

（会計の区分）

第 23 条 事業所は、居宅介護等の事業の会計を他の事業の会計と区分する。

（記録の整備）

第 24 条 事業所は、従業者、設備、備品、会計、利用者へのサービス提供に関する記録を整備し、法令及び横浜市の取扱いに基づき保存する。

2 利用者は、事業所の営業時間内に自己に関するサービス提供記録等を閲覧し、必要に応じて複写物の交付を受けることができる。

（その他運営に関する事項）

第 25 条 事業所は、従業者の資質向上のため、必要な研修を計画的に実施する。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する必要な事項は、株式会社さくらと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 21 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 8 年 6 月 1 日から全面改訂し、施行する。

改定履歴

| 年月日 | 内容 |
|------------------|------|
| 平成 21 年 3 月 1 日 | 制定 |
| 平成 23 年 3 月 5 日 | 改定 |
| 平成 25 年 4 月 1 日 | 改定 |
| 平成 26 年 12 月 1 日 | 改定 |
| 令和 3 年 3 月 1 日 | 改定 |
| 令和 4 年 4 月 1 日 | 改定 |
| 令和 6 年 4 月 1 日 | 改訂 |
| 令和 8 年 6 月 1 日 | 全面改訂 |